

## 消費税法の改正に伴う受講料等の改定について

平成25年12月2日

公益財団法人日本薬剤師研修センター

平成26年4月1日より消費税（地方消費税を含む。）率が5%から8%に改定されることに伴い、当研修センターの受講料等については、次の方針により改定することにいたしました。

薬剤師の生涯学習の支援・推進という当研修センターの設立趣旨及び昨今の雇用環境等を勘案すれば、できる限り低廉な認定料、受講料等を設定すべきと考えておりますが、現在の当研修センターの財政状況からすれば現行の価格を維持することは困難であり、法律の規定にしたがって改定するものです。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

改定後の受講料等の価格については、ご案内文書、ホームページ等に個々に記載します。

### （改定方針）

1. 現在の表示価格は総額表示方式であるので、次の計算式により、改定後価格を算出する。

現在価格（総額表示） $\div$  1.05 = 本体価格（1円未満の端数は四捨五入）  
本体価格 $\times$  1.08 = 消費税込み改定後価格（1円未満の端数は四捨五入）

2. 適用は平成26年4月1日以降の支払い分からであるが、研修会等の開催あるいは受講の開始が平成26年4月1日以降のものは、平成25年度中に受講受付をするものであっても、法律の規定で消費税率は8%となっていることから、それらについても適用する。

### （参考）

平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて（法令解釈通達）（平成25年3月25日課消1-9・課個4-1・課法4-3・課審8-7・査調4-1 国税庁長官より各国税局長・沖縄国税事務所長宛）（抄）

### （施行日前の契約に基づく取引）

- 2 新消費税法は、施行日以後に行われる資産の譲渡等並びに課税仕入れ及び保税地域からの課税貨物の引取り（以下「課税仕入れ等」という。）について適用されるのであるから、施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、これらが施行日以後に行われる場合には、別段の定めがある場合を除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について新消費税法が適用されることに留意する。

（注：別段の定めとして、経過措置が何例か定められているが、いずれにも該当しない。）

平成25年12月20日  
公益財団法人日本薬剤師研修センター

## 具体的な適用

### (1) 研修会の受講料

研修会の開始日が平成26年4月1日以降のものは、申込み・受付の月日によらず、消費税率は8%となる。

### (2) 研修会の開催申請料

研修会の開催日（初日）が平成26年4月1日以降のものは、申込み・受付の月日によらず、消費税率は8%となる。

### (3) 認定料・登録料・手数料

当研修センターの受付が平成26年4月1日以降のものは、消費税率が8%となる。したがって、3月に申込み予定の場合は、可能な限り早めに申し込まれたい（3月31日までに受け付けたものは、消費税率5%）。

### (4) 書籍類・研修手帳

当研修センターの受付が平成26年4月1日以降のものは、消費税率が8%となる。したがって、3月に申込み予定の場合は、可能な限り早めに申し込まれたい（3月31日までに受け付けたものは、消費税率5%）。

### (5) 書籍等の送料

送料は実費を申し受けているので、平成26年4月1日以降の郵送料・運送料の改定に伴って改定することとなるが、3月31日までに申込みを受け付けたものは、従来の送料とする。

## その他の留意事項

(1) 薬剤師研修支援システムは、消費税の対応のために改修します。これに伴い、研修会の開催日（初日）が平成26年4月1日以降の研修会の開催申請は、本日から当面の間、見合わせられたい。受付再開時期は、改めてホームページで案内します。

(2) 薬剤師研修支援システムは、改修に伴い、平成26年1月から3月の間に、受付を停止する日を設ける予定なので、随時、ホームページでの確認をお願いしたい。